

介護老人保健施設きなん苑管理規程

(平成26年3月31日規程第2号)

改正 平成27年2月1日規程第1号

平成27年3月31日規程第2号

令和元年12月16日規程第1号

令和2年11月12日規程第22号

令和3年7月15日規程第5号

令和4年4月28日規程第1号

目次

第1章 総則 (第1条～第10条)

第2章 職員 (第11条～第15条)

第3章 雑則 (第16条～第18条)

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、紀南病院組合規約（昭和42年三重県指令熊県総第168号）第3条の規定に基づき、介護保険法及び関係諸法令に従って設置し、紀南病院組合介護老人保健施設きなん苑（以下「きなん苑」という。）の適正な管理と円滑な運営を図るため、必要な基本的事項を定めるものとする。

(きなん苑の所在地)

第2条 きなん苑の所在地は、三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和177番地に置く。

(きなん苑の事業)

第3条 きなん苑で行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設
- (2) 短期入所療養介護
- (3) 通所リハビリテーション
- (4) 居宅介護支援
- (5) 訪問リハビリテーション
- (6) 介護予防短期入所療養介護

(7) 介護予防通所リハビリテーション

(8) 介護予防訪問リハビリテーション

(きなん苑の事業所名称)

第4条 きなん苑で行う事業におけるそれぞれの事業所の名称は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護老人保健施設 介護老人保健施設きなん苑

(2) 短期入所療養介護 介護老人保健施設きなん苑短期入所療養介護

(3) 通所リハビリテーション 介護老人保健施設きなん苑通所リハビリテーション

(4) 居宅介護支援 介護老人保健施設きなん苑居宅介護支援

(5) 訪問リハビリテーション 介護老人保健施設きなん苑訪問リハビリテーション

(6) 介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設きなん苑介護予防短期入所療養介護

(7) 介護予防通所リハビリテーション 介護老人保健施設きなん苑介護予防通所リハビリテーション

(8) 介護予防訪問リハビリテーション 介護老人保健施設きなん苑介護予防訪問リハビリテーション

(きなん苑の事業所番号)

第5条 きなん苑の事業所番号は、2453180016とする。ただし、居宅介護支援の事業所番号は、2473100127とする。

(きなん苑の事業定員)

第6条 きなん苑の事業定員は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 100名

(2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 20名

(3) 居宅介護支援 20名

(運営の方針)

第7条 介護保険法の基本理念に基づき、老人医療と福祉の密着を目指す中間施設としての機能を生かし、愛情と誠意をもって老人療養者の生きがいと速

やかなる家庭復帰を図り高齢化社会の福祉に寄与するものとする。

(基本理念)

第8条 きなん苑は、この地域に暮らす人々に対し、安心して生活していただくために医療、介護サービスを提供していきながら、公立の介護老人保健施設として、良質で多様なサービスを構築していく。

(行動指針)

第9条 きなん苑の行動指針は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の自立心を促すため、多職種によるリハビリテーションを実施する。
- (2) 慢性期ケアの質の向上に努める。
- (3) 地域との連携を重視した在宅サービスの提供を行う。

(行動目標)

第10条 きなん苑の行動目標は、次のとおりとする。

- (1) 生活期におけるリハビリテーションを実施し、利用者がその日常生活動作能力に応じた生活が継続できるように支援する。
- (2) 慢性期ケアを充実させ、利用者が生まれ育った地域で最後まで安心して生活できるように支援する。
- (3) 在宅生活の利用者に対し、介護保険事業所、医療機関及び行政等と連携をとりながら安心した生活が継続できるように支援する。

第2章 職員

(職員の区分及び定数)

第11条 きなん苑に次の職員を置く。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 副施設長 | 1名 |
| (3) リハビリ技師長 | 1名 |
| (4) 医師 | 1名 |
| (5) 看護師長 | 1名 |
| (6) 居宅介護支援管理者 | 1名(兼務) |
| (7) 薬剤師 | 1名(紀南病院兼務) |
| (8) 看護師及び准看護師 | 9名以上 |
| (9) 介護福祉士及び介護職員 | 27名以上 |

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (10) 支援相談員 | 3名 (うち兼務1名) |
| (11) 介護支援専門員 | 1名 (兼務) |
| (12) 居宅介護支援専門員 | 1名 |
| (13) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 | 6名以上 |
| (14) 管理栄養士 | 1名 |
| (15) 事務、営繕及び送迎職員 | 若干名 |
| (16) 出納員 | 1名 |
| (17) ケアサポーター | 若干名 |
| (18) 安全運転管理者 | 1名 (兼務) |
| (19) 防火管理者 | 1名 (兼務) |
| (20) リスクマネージャー | 1名以上 (兼務) |

2 前項に定める者のほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(課、部、室及び係の設置)

第12条 施設長の権限に属する業務を分掌させるため、次の課、部、室及び係を置き、それぞれ次の職員を置く。

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 診療課 | 医師及び薬剤師 |
| (2) 看護部 | 看護師、准看護師、介護福祉士、介護職員及び介護支援専門員 |
| (3) リハビリ室 | 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 |
| (4) 相談室 | 支援相談員及び居宅介護支援専門員 |
| (5) 栄養係 | 管理栄養士及び調理員 |
| (6) 事務課 | 事務員、出納員、営繕、送迎職員及びケアサポーター |

2 それぞれの部署に長又は主任を置く場合は、長又は主任は、第14条に規定する業務のほか、施設長を補佐しその職務又は部署を統括する。

3 主任の下に副主任を置く場合は、副主任は、前項に規定する業務のほか、主任を補佐する。

(職務代行及び代決者の順序)

第13条 施設長の職務を行う上席の職員の順序は次のとおりとする。

- (1) 副施設長
- (2) 看護師長
- (3) リハビリ技師長
- (4) 事務課長

2 前項に掲げる者が、施設長の職務を代行し、又は代決するときは、紀南病

院長と協議しなければならないものとする。

(職務内容)

第14条 職員の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に必要な指揮命令を行う。
- (2) 副施設長は、施設長の補助を行い、事業運営を管理する。
- (3) 医師は、利用者の病状及び身体の状態を的確に把握し、看護師その他の職員を指揮し、利用者に適した治療に従事する。
- (4) 看護師長は、看護師、准看護師、介護福祉士及び介護職員の管理並びに業務の実施状況の把握に努め、副施設長の補助を行う。
- (5) 居宅介護支援管理者（介護支援専門員有資格者）は、居宅介護支援業務の実施状況の把握を行い、副施設長の補助を行う。
- (6) 薬剤師は、医師の指示にて調剤を行う。
- (7) 看護師及び准看護師は、医師の指示により、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生の管理に従事するとともに介護福祉士、及び介護職員の指導、教育を行う。
- (8) 介護福祉士及び介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導及び援助に従事する。
- (9) 支援相談委員は、利用者及び家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画、指導及び面接調査等に従事する。
- (10) 介護支援専門員は、施設サービス計画に係る一連の業務に従事する。
- (11) 居宅介護支援専門員は、在宅生活者の生活向上のためケアプランを作成し、ケアマネジメントに従事する。
- (12) リハビリ技師長は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び管理栄養士の管理、業務の実施状況の把握に努め、副施設長の補助を行う。
- (13) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、利用者の日常生活動作改善のため、医師の指示の下計画的な理学療法、作業療法及び言語療法に従事する。
- (14) 管理栄養士は、医師の指示の下利用者に栄養指導、栄養マネジメント、栄養量計算及び食記録を行い、調理員を指揮して給食業務に従事する。
- (15) 事務、営繕及び送迎職員は、庶務、設備の保守管理及び利用者送迎に従事する。

- (16) 出納員は、会計事務に従事する。
- (17) ケアサポーターは、きなん苑内外の清掃及び間接介護援助業務に従事する。
- (18) 安全運転管理者は、運転者に対し法令順守及び交通事故の防止に万全を期するため指導管理を行う。
- (19) 防火管理者は、きなん苑防火管理業務を行い、指導、助言及び安全管理を行う。
- (20) リスクマネージャーは、きなん苑の安全対策に係る外部研修を受け、安全管理に従事する。

(委員会等の設置)

第15条 きなん苑に以下の委員会等を設置する。

- (1) 介護老人保健施設きなん苑管理会議
- (2) 介護老人保健施設きなん苑判定会議
- (3) 介護老人保健施設きなん苑事故防止対策委員会
- (4) 介護老人保健施設きなん苑身体拘束廃止推進委員会
- (5) 介護老人保健施設きなん苑感染症予防対策委員会
- (6) 介護老人保健施設きなん苑接遇委員会
- (7) 介護老人保健施設きなん苑給食委員会
- (8) 介護老人保健施設きなん苑療養記録開示検討審査委員会
- (9) 介護老人保健施設きなん苑個人情報保護検討委員会
- (10) 介護老人保健施設きなん苑総合補償委員会
- (11) 介護老人保健施設きなん苑カンファレンス
- (12) 介護老人保健施設きなん苑安全衛生委員会
- (13) 介護老人保健施設きなん苑ITシステム委員会

第3章 雑則

(暴力団の排除)

第16条 きなん苑は、その運営に当たっては、暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資することのないよう暴力団を排除し、地域住民が安心してサービスの利用ができる環境を整備することとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、利用者の処遇方法及び規律等につい

て、施設長は必要に応じ紀南病院組合管理者の承認を得て別に定めるものとする。

(改正)

第18条 この規程を変更、改正又は廃止するときは、紀南病院組合管理者の承認を経るものとする。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年2月1日規程第1号）

この規程は平成27年2月1日から施行する。

附則（平成27年3月31日規程第2号）

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則（令和元年12月16日規程第1号）

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附則（令和2年11月12日規程第22号）

この規程は、告示の日から施行する。

附則（令和3年7月15日規程第5号）

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則（令和4年4月28日規程第1号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。